

西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・  
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画 実績評価報告書（令和2年度）

はじめに

令和2年度は「西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」の2度目の評価になる。委員会評価及び担当課評価は下記のとおりとなった。

令和2年度	評価項目数	A	B	C	D
委員会評価（施策全体についての評価）	46	22	20	4	0
	100%	48%	43%	9%	0%
委員会評価（課別評価）	114	56	49	9	0
	100%	49%	43%	8%	0%
担当課評価（事業別評価）	215	130	65	20	0
	100%	61%	30%	9%	0%

第4次計画では、委員会は施策単位と施策内の課別の評価を、担当課は第3次計画と同様各課事業別で評価を行うこととなった。担当課評価は令和元年度よりもA評価が減少し、C評価が増加した。新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止が主な原因と思われる。委員会評価は課別評価では同様の傾向となったが、施策全体についての評価（以下「施策評価」という）ではA評価が前年の43%から48%へと増加した。一方でC評価が4%から9%へと増加した。中止や予定通り実施できなかった事業は、C評価となったものもあるが、コロナ禍においてもできることを考え取組んだ事業については、一定の評価を行った。取組・検討が進まず前回に引き続きC評価となった事業については、工夫して前進を図りたい。女性の活躍や子育て、介護、相談事業などの取組が新たにA評価となったことは評価したい。

評価方法について

◆評価上の着眼点

評価に当たっては、下記の「評価上の着眼点」を踏まえて評価を行った。

- ① 「男性は」「女性は」こうあるべき、といった「固定的性別役割分担意識」にとらわれないよう配慮しているか。
- ② 性別等による差別や人権侵害に配慮しているか。
- ③ 男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化した表現になっていないか。
- ④ 機会均等における男女間の格差を改善するため、必要な範囲で男女いずれか一方に対して、積極的に機会提供を図っているか。
- ⑤ 事業の企画立案や実施にあたって、女性・男性双方の意見が反映されるよう、配慮しているか。
- ⑥ 前年度の取組に課題があった場合、委員会の評価を踏まえ取組の改善・工夫を行ったか。
- ⑦ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・男女共同参画社会基本法を踏まえ、西東京市第4次男女平等参画推進計画に沿った取組を行っているか。

## 1. 担当課評価

担当課は各課の事業ごとに「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」を明確にし、下記の基準に照らして担当課評価（A～D評価）を行った。

### ◆担当課評価基準

A	事業・取組計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	未実施のもの。

## 2. 委員会評価

委員会は担当課評価をもとに、施策ごとの評価（施策評価）、重点課題ごとの評価、報告書の総評（これからの課題）を行った。施策ごとの評価は、施策全体についての評価（施策評価）と、同一施策内の課単位での評価（課別評価）とにより行った。

### （1）課別評価の評価基準

課別評価は、担当課評価基準に合わせ、3項目（「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」）について4段階（A～D）で評価する。さらにそれらを換算表に当てはめ、総合評価（「課別評価」と呼ぶ）を行う。

3項目の評価基準は下記のとおりである。

### ◆委員会評価基準

#### ・計画内容評価（「具体的な事業又は取組計画」に対する評価）

A	施策の内容に合致しており、男女平等推進計画を推進するうえで効果的な事業。
B	施策の内容に概ね合致している事業。
C	施策の内容に関連している事業。
D	施策との関連が乏しく、見直しが必要な事業。

#### ・執行状況評価（「執行状況・事業計画」に対する評価）

A	計画通りの執行状況。
B	概ね計画通りの執行状況。
C	計画より遅れている執行状況。
D	未執行のもの。

#### ・課題把握基準（「次年度の課題」に対する評価）

A	課題を正確かつ的確に把握している。
B	課題を把握している。
C	課題の把握が不十分である。
D	課題の把握ができていない。

### （2）施策評価の評価基準

「施策評価」は課別評価を換算表(後出)に当てはめることにより自動的に算出される。算出された評価は下記のように見なすこととする。

#### ・施策評価基準

A	課題に対する取組が十分である。
B	課題に対する取組が概ね十分である。
C	課題に対する取組に一部改善の必要がある。
D	課題に対する取組が不十分である。

◆委員会評価の換算方法及び評価手順

- ①下記の換算表に従い、A～D評価を点数に換算し、合算する。  
 「執行状況」に比重を置き、「計画内容」「課題把握」の各評価を以下のとおり3～0点に、「執行状況」を9～0点に換算し、合算する（15点満点）。

評価項目 評価	換算点		
	計画内容	課題把握	執行状況
A	3	3	9
B	2	2	6
C	1	1	3
D	0	0	0

- ②合算した点数を下記の変換表に従い、A～D評価に変換する（課別評価が決定）。

各課平均値	課別評価
13点以上	A
8点以上	B
5点以上	C
5点未満	D

- ③ ②で算出した各課の課別評価の点数を合算し、課の数で除して平均点を算出する。  
 (例) (A課13点+B課9点+C課11点+D課7点) ÷ 4 (課) = 10.0点  
 算出した平均点を下記の変換表に従いA～D評価に変換する（施策評価が決定）。

各課平均値	施策評価
12.5点以上	A
8.0点以上	B
5.0点以上	C
5.0点未満	D

(例) 10.0点 = B

(3) 重点課題別評価の評価基準

上記の手順にならない、施策評価の平均点を算出し、上記③の変換表に従いA～D評価を決定する。